

令和 7 年度嘉手納町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託に係る
プロポーザル実施要領

1. 目的

一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、からだを動かすこと、食えること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査し、調査結果を集計及び分析することにより、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資する事などを目的とする。

本事業を効率的に行いニーズ分析するにあたり、最も優れた者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。選定するために必要な要件を定める。

2. 業務委託内容

(1) 事業名

令和 7 年度嘉手納町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務

(2) 委託業務内容

「令和 7 年度嘉手納町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 委託料上限額

3, 674, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本町及び他の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社法第 154 号（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 嘉手納町暴力団排除条例第 2 条の規定に該当しないこと。
- (6) 宗教活動及び政治活動を目的としていない者であること。
- (7) 沖縄県内に本社または事業所を有し、沖縄県内で事業を展開する者であること。
- (8) 「ニーズ調査業務委託」と同様・類似の業務委託を公共団体等から受注した実績があること。

5. 選定の日程

手 順	日 程
実施要領等の公表（公募開始）	令和7年6月16日（月）
質問書の提出	令和7年6月16日（月）～ 令和7年6月20日（金）正午必着
参加表明書の提出	令和7年6月16日（月）～ 令和7年6月20日（金）正午必着
質問書の回答	令和7年6月25日（水）
参加の可否の通知	令和7年6月25日（水）
企画提案書等の提出	令和7年6月25日（水）～ 令和7年7月 4日（金）正午必着
一次審査（書類選考）	令和7年7月15日（火）予定
一次審査結果の通知	令和7年7月16日（水）予定
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年7月22日（火）予定
二次審査結果の通知	令和7年7月23日（水）予定
協議及び契約締結	令和7年8月 1日（金）予定

※ 各期間については、目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

6. 実施要領等に対する質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和7年6月20日（金）正午必着

(2) 提出方法

電子メールに質問書（様式第6号）を添付して送信すること。

- ・ 件名「嘉手納町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託に係る質問」
- ・ 電子メールを送信した後、町担当者に電話確認すること。

(3) 提出先 「14.問い合わせ先」のとおり。

(4) 回答 令和7年6月25日（水）までに、参加者全員へ電子メールにて回答する。

7. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

以下、正本1部を作成し提出すること。

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 会社の概要がわかるパンフレット等（既存のもので可）
- ④ 国税の滞納がないことを証明できる書類
- ⑤ 地方税（県・市町村税）の滞納がないことを証明できる書類

(2) 提出期限 令和7年6月20日（金）正午必着

- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出先 「14.問い合わせ先」のとおり。

8. 企画提案書等の提出

令和7年6月25日（水）までに、参加の可否を町からメールで連絡する。参加可能となった事業者から提出を受け付ける。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式第3号）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 業務経歴書（様式第4号）
- ④ 業務実施体制調書（様式第5号）
- ⑤ 見積書及び経費内訳書（任意様式）

(2) 作成要領

- ① 町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。
- ② 様式は、原則としてA4版縦置き・横書きとする（A3版による折込頁は可）。
- ③ (1)に掲げる書類を、①～⑤の順番にA4サイズのファイルに綴じ、それぞれにインデックスを付ける。

(3) 提出部数

正本1部、副本4部

- (4) 提出期限 令和7年7月4日（金）正午必着
- (5) 提出方法 持参
- (6) 提出先 「14.問い合わせ先」のとおり。

9. 審査方法等

プロポーザル方式（企画提案書及びプレゼンテーションによる選考

- (1) 「嘉手納町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案による採点審査を行い、受託候補者を選定する。
- (2) 一次審査にて書類による審査を行い、一次審査を通過した者に対して、二次審査にてプレゼンテーションによる審査を行う。一次審査を通過した事業所が一者の場合は一次審査の結果をもって選定し、プレゼンテーションでは事務局によるヒアリングを行う。
- (3) 審査は次の着眼点により、総合的に評価して行うものとする。
 - ア. 業務実績
 - イ. 業務実施体制（従事する職員体制、個人情報保護の取り組み）
 - ウ. 実施スケジュール
 - エ. 回収率向上のための工夫
 - オ. 集計・分析、統括の工夫

カ. 報告書の形式

キ. 見積価格

10. 一次審査内容及び結果の通知

次のア.～ウ.の項目により選定委員会が採点・審査を行い、すみやかに審査結果を通知する。

ア. 業務経歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点：10/80

イ. 実務経歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点：15/80

ウ. 企画提案の内容・・・・・・・・・・・・・・・・配点：55/80

合格基準を50点とし、合格基準点に満たない場合は選定しないものとする。応募事業者が三者以上の場合は合格基準点を満たした上位二者を選定し、二次審査のプレゼンテーションを行うこととする。審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

11. 二次審査内容（プレゼンテーション）及び結果の通知

(1) 日時 令和7年7月22日（火）時間未定

(2) 場所 嘉手納町役場

(3) 実施内容

① 提出書類を基にプレゼンテーションを行う。

② 持ち時間は、1事業者につき概ね30分（説明20分、質疑10分）

③ プレゼンテーションは企画提案書等の掲載内容のみで行うものとし、追加資料の提出は認めない。

④ プレゼンテーションの会場には、モニター、接続ケーブル（HDMI）を用意するが、その他必要な物がある場合は持参すること。

⑤ 参加者は1事業者につき3名以内とする。

(4) 審査

各提案者のプレゼンテーション終了後、次のア.の項目により選定委員会が採点・審査を行い、イ.の一次審査の点数を加点した上で総合的に審査を行う。

ア. プレゼンテーション及びヒアリングの内容・・・・配点：80/160

イ. 一次審査の点数(書類審査)・・・・・・・・・・・・配点：80/160

(5) 審査結果

審査の結果は、参加者すべてに書面によってすみやかに通知する。審査の結果についての異議申し立て、質問、説明請求、意見等は受け付けない。

12. 委託契約の締結

選定委員会にて選定した最上位者を受託候補者として特定し、委託契約締結に向けた協議を行う。ただし、受託候補者が辞退を申し出た場合、または契約に係る協議が整わない場合は、次点の事業者と交渉を行う。

13. その他留意事項

- (1) 提出書類の受領後は差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 応募した企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。
- (3) 採用した企画提案の使用権は、嘉手納町に帰属する。
- (4) 提出書類は返還しない。
- (5) 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- (6) 次の要件に該当した場合、提案は無効とする。
 - ① 参加資格要件に掲げる資格のない者が提案したとき
 - ② 所定の日時及び場所に提案書類等を提出しないとき
 - ③ 提出書類等に虚偽の記載をした場合
 - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (7) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。
- (8) 提案募集に係る情報公開請求があった場合は、嘉手納町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

14. 問い合わせ先

部署名：嘉手納町福祉課地域包括支援係（担当：金城）

住 所：〒901-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地

T E L：098-956-0849

F A X：098-956-0843

メール：chiikihokatsu@town.kadena.okinawa.jp

時 間：午前 8 時 30 分～午後 0 時、午後 1 時～午後 5 時 15 分(土日祝祭日を除く)